

出産育児一時金等の直接支払制度について

出産後退院した日の属する翌月10日までに、保険者ごとに請求書を作成し提出願います。ただし、正常分娩につきましては退院した日の属する月の10日までに作成できるときは提出することができます。

また、正常分娩に係る光ディスク等の媒体による請求(FD・CD-R)に限り、出産後退院した日の属する月の25日までに到達するよう提出することができます。

※平成29年3月請求分まで

	国民健康保険被保険者		被用者保険加入者	
	正常分娩	異常分娩	正常分娩	異常分娩
国保連合会	○	○	○	—
支払基金	—	—	—	○



※平成29年4月)請求分～

	国民健康保険被保険者		被用者保険加入者	
	正常分娩	異常分娩	正常分娩	異常分娩
国保連合会	○	○	—	—
支払基金	—	—	○	○

被用者保険の一部の異常分娩(健康保険法第106条関係のみ)は国保連合会へ提出することになります。

なお、支払早期化に伴う請求データの作成について光ディスク等の媒体による請求を行うにあたって、請求データを作成するための簡易入力ソフトを、国民健康保険中央会のホームページに掲載しております。

以下の掲載場所よりダウンロードをしてご利用ください。

【掲載場所】

「国保中央会ホームページ(<http://www.kokuho.or.jp>)」



「保険医療機関・保険薬局の皆様へ」



「出産育児一時金請求ソフト」よりダウンロード

※独自のシステム等により本ソフトを使用されていない医療機関で請求データを作成される場合は、「出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る記録条件使用(医療機関等一支払機関)」(平成28年12月改正)をご確認の上、作成していただきますようお願いいたします。(作成仕様が10日請求分と25日請求分で異なりますのでご注意ください。)